

平成 25 年 5 月

関西広域連合議会

広域行政システムのあり方検討部会会議録

平成 25 年 5 月関西広域連合広域行政システムのあり方検討部会会議録 目次

平成 25 年 5 月 11 日

1	議 事 日 程	1
2	出 席 議 員	1
3	欠 席 議 員	1
4	事務局出席職員職氏名	1
5	説明のため出席した者の職氏名	1
6	会 議 概 要	2

○議 事 日 程

開会日時 平成 25 年 5 月 11 日

開催場所 関西広域連合本部事務局 11 階 大会議室

開会時間 午後 2 時 48 分開会

閉会時間 午後 3 時 27 分閉会

議 第

第 1 地方分権改革の推進（国出先機関対策）について

○出席議員 (25名)

1 番 今 江 政 彦	15 番 山 口 信 行
2 番 家 森 茂 樹	16 番 中 拓 哉
3 番 吉 田 清 一	17 番 中 村 裕 一
4 番 田 中 英 夫	18 番 尾 崎 要 二
5 番 山 口 勝	19 番 福 間 裕 隆
6 番 中小路 健 吾	22 番 重 清 佳 之
7 番 上 島 一 彦	23 番 北 島 勝 也
8 番 杉 本 武	25 番 井 上 与 一 郎
9 番 富 田 健 治	26 番 木 下 誠
10 番 横 倉 廉 幸	27 番 小 玉 隆 子
11 番 吉 田 利 孝	28 番 西 村 昭 三
12 番 岸 口 実	29 番 前 島 浩 一
14 番 日 村 豊 彦	

○欠席議員 (4名)

13 番 大 野 ゆきお
20 番 藤 井 省 三
21 番 山 口 享
24 番 竹 内 資 浩

○事務局出席職員職氏名

議会事務局長	佐 藤 博 之
議会事務局調査課長	樋 本 伸 夫

○説明のため出席した者の職氏名

本部事務局長	中 塚 則 男
本部事務局次長	古 川 美 信
本部事務局次長兼総務課長	村 上 元 伸
本部事務局企画課長	亀 澤 博 文
本部事務局計画課長	立 石 和 史

本部事務局国出先機関担当課長
本部事務局官民連携担当参事

中 谷 文 彦
森 健 夫

午後 2 時 48 分開会

○座長（日村豊彦） 第 1 回広域行政システムのあり方検討部会を開催いたします。

この検討部会は、資料 1 にございますように、政府が進める道州制について、その課題を議会として検討することを目的に、3 月 2 日に総務常任委員会に設置したものです。

また、この部会は、委員長が座長を兼ねることとされており、私のほうで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、地方分権改革の推進について聴取をいたします。なお、質疑は予定としましては 3 時半を目途といたします。

それでは、地方分権改革の推進につきまして、説明を願ひます。

○座長（日村豊彦） 古川本部事務局次長。

○本部事務局次長（古川美信） 次長の古川でございます。私のほうから資料について説明させていただきます。

資料の 2 でございます。地方分権改革の推進（国出先機関対策）についてということについて説明をさせていただきます。

1 枚めくっていただきまして、1 ページ、地方分権改革の推進に係る主な経過ということで書かせていただいております。

これ、以前に総務常任委員会で説明させていただいたものに、さらに追加をしたものがございます。この 1 ページの一番下でございますが、2 月 9 日に総務常任委員会へ一定これまでのところを報告いたしております。

2 ページを見ていただきますと、平成 25 年 3 月なんです。道州制のあり方研究会を広域連合として設置をいたしております。この内容につきましては、後ほど説明いたします。

それから、政府が地方分権改革推進本部を設置をし、さらに平成 25 年 3 月に広域連合として地方分権改革の推進に向けて要請を行っております。

それから、政府は、4 月ですけれども、地方分権改革の有識者会議というものを設置しております。

同じ 4 月でございますが、関西広域連合といたしまして、これは自民党の道州制基本法案（骨子案）というのが出ておまして、これに対する申し入れということで、4 月 30 日に申し入れをしておまして、昨日でございますが、井戸連合長が自民党本部及び公明党へ出向きまして、この申し入れを実際にいたしております。

それから 5 月ですけれども、今度は地方分権改革有識者会議、これ国が設置したものに對しまして、広域連合を対象とするようにというような要請文を出しております。

このような経過でございます。

続きまして、3 ページをご覧くださいませ。道州制のあり方研究会でございます。

目的、1 で書いておられますとおり、あり方について、調査、検討して国に提言ををして、将来の関西における広域行政のあり方の検討に資するという目的でつくっております。

委員の名簿に入れておられますが、新川座長を初めといたしまして 4 名の委員の先生に入っております。

スケジュールですけれども、1回目は3月23日にしております。2回目、4月22日、この2回目については、後でまた説明いたします。

それから、今後の予定ですけれども、5月に大都市圏とか、あるいは小規模市町村との関係から見た道州制の意義等についてお話をいただくこととしております。

それから、6月に、今度は第4回目で中間報告の論点整理案をお出しをして、それで議会、連合委員会へ中間報告ということをしていただきたいと思いますと思っております。

それから、7月以降、月1回開催いたしまして、年度末を目途に最終報告ということですけれども、国の動向によって変更あるかと思えます。

次、5ページを見ていただきたいと思います。

道州制のあり方研究会第1回会合、これ3月23日に行われました。第1回目の会合です。このときのポイントを囲みの中で書いております。

出席者は先ほど言いました3名の先生に、中村・滋賀大学環境総合センター特任教授をゲストに迎えております。

ポイントといたしましては、議論の中で、単に国の権限を地方あるいは道州に移すという移譲だけで議論するのは意味がないんじゃないかということで、やっぱり道州としてどうあるべきかと考えるべきかと。

河川管理を一つのターゲットといたしております、これは既存の制度を変えて、流域単位で水循環といったものをトータルに抱える仕組みが必要になっていると。ローカルレベルの経験とか工夫も生かすべきであるということをおっしゃっております。

また、広域行政体というのは、当然みずから抱え込んで執行するだけではなくて、ファシリテート、調整すると、こういった働きが認められるということで、例えば水循環基本法案とか、そういったもの、循環計画ですね、こういったものは参考になる事例じゃないかということをご説明をいただいたということでございます。

これ以降は、今説明いたしました主な発言を細かく、詳しくまとめたものでございますので、これはまた後で見ただければと思えます。

続きまして、7ページを見てください。

7ページは、今度は第2回目の会合でございます。1回目を受けまして、この議事の中に書いてありますが、具体的に、産業振興であるとかインフラであるとか森林保全、こういったもので論点整理を事務局でいたしまして、それを委員の皆さんに議論をいただこうと。

それから、道州制基本法案、自民党案で骨子案が出ておまして、これの問題点等についてのご議論をいただいたということでございます。

ポイントに書いておられますとおり、まず産業振興につきましては、産業施策といったものは、もうまさに成長戦略、これを実現するツールであるということなので、連合として成長戦略をみずから策定できると、こういったことが大事じゃないかということをお指摘をされました。

それから、国・道州・市町村間それぞれの成長戦略がありますので、こういったところの整合を図る仕組みが必要であると。

それから、課税という論点が出まして、これは産業促進あるいは地域還元、こういった観点から、どういうふうに課税をする、あるいは配分のほう、これについて考えていく必

要あるということのご指摘をいただいております。

インフラ整備でございます。これまで、これも先ほどの委員会でもご議論いただきましたが、インフラ整備というのは、道路、鉄軌道、港湾、空港と別々に進められてきたんですけれども、やっぱり圏域単位で総合的な整備といった視点が重要であろうということで、また、実際に道路など圏域で完結することなく、全国的なネットワークもございますので、こういったものも多層化しておりますので、こういった全国的なネットワークでの調整の仕組みも要るんじゃないかと。

それから、維持管理と新設、こういったものを別に考えるということも必要じゃないかと。一緒くたになると多額のお金がかかる、あるいは維持管理をどうするかという問題があるということも含めて、別に考えるのもどうかという意見が出ております。

森林保全につきましては、流域単位でというのは自由な論点ですけれども、既存の自治体連携でもできるんじゃないかという批判もあるということをおっしゃられております。

山林行政については、林地の管理やら使用、環境、利用、公園も含めて、要は国土保全と国土利用という観点、さらには地域振興といった観点も含めて考えていくべきだということをおっしゃっております。

それから、道州について、強固な権限はあるのか、それとも流域全体の連携を促すソフトなのか、そういったものでイメージが変わるんじゃないかというご指摘もいただいております。

それから、道州制基本法案（骨子案）の問題点なんですけれども、これ、大きく三つ出ておまして、要は道州をつくるための理屈は、最終的には地域や住民生活がよくなるんだとだめですよという、そういう根本を忘れてはいけませんよということ。

それから、これは国が引き継ぐ役割を具体的に限定列挙してほしいというのは私たちの意見なんですけれども、これはなかなか難しい違うんかなという意見が出ております。それから、道州を憲法上の自治体ということで位置づけるのであれば、その機能とか権能とか組織、どのような制約がかかるのか、あるいは国の法律の守備範囲はどこまでか、こういったこともきちんと整理をする必要があると。

それから、今度、市町村のほうなんですけれども、平成の大合併を経ても、やっぱり人口とか規模、広さ、これ多様ですと。ですから、今、これからでも均一化した市町村像というのは難しいんじゃないかということなので、例えば今の市町村を前提とすれば、府県をなくすと、例えば補完性の原則でも必要になるだろうし、いきなりなくすというのは難しいんじゃないかというご意見が出ております。

こういったところが主な議論でございまして、その8ページ以降は、その詳細なやりとりを入れておりますので、これはまた見ていただければと思います。

それから、11ページですけれども、これは先ほど経緯で説明いたしましたが、この3月8日に地方分権改革の推進に向けてということで、連合のほうから地方分権の推進委員会の設置、国出先機関の地方移管の強力な推進、地方意見の反映と、こういったことについて要請をしております。

続きまして、13ページでございます。

13ページなんですけど、ここは先ほど経緯で説明いたしたとおり、4月30日に道州制基本法案の骨子案に対して、連合のほうから申し入れをいたしております。これにつきま

しては、まだ国のほうで現在予定ということで道州制の基本法案について検討中ということなんでございますが、一定、骨子案が出ておりますので、連合として考えをまとめて申し入れをまずしていこうということでしたものでございます。

最初のリードで書いておりますとおり、基本的に今、出ているもので、国民的議論を呼び起こすためにも、制度の根幹的な内容というのは、概略や方向性を早急に明確にした上で、これ国民会議の設置を言われているんですけども、そういうところで調査審議すべきだと。あくまで、この検討に当たって、分権型社会を実現するという、これ本来の目的をもう一度きちっと考えておいてほしいと言っております。

ということで、「記」以下ですね、基本原則は、書いておりますとおり、分権型社会を構築するという本来の目的を見失わないことと言っております。

それから、2で国・道州・基礎自治体のあり方ということで、ここで国が引き続き担う役割を限定列挙すべきであると言っております。

それから、14ページを見ていただきますと、国全体の統治機構のあり方を見直すべき、これは現在、都道府県の廃止のみが上がっておりますけれども、当然ながら、これは統治機構の検討をしますと、中央府省、市町村のあり方を含めて、国全体の統治機構の見直しが必要になります。あるいは、その出先機関の解体、国会のあり方、基礎自治体はどうかと、こういったものも議論が必要であるということによっております。

(3)はそのうちの市町村に係る基礎自治体、法案では「基礎自治体」という文言が入っておりますが、これが市町村とは違って、新たに合併を想定しているという可能性もあるということなので、基礎自治体とはどんなものかはっきりしてほしいと。既存の市町村を前提とするのであれば、十分な権能を発揮できないところもあるので、その補完も考えていく必要があるということ。

(4)では、大都市との関係を明確にすべきということで、これは大都市制度について、道州制というのは避けて通れない議論ですので、こういうところも明確にすべきだと言っております。

15ページを見ますと、3で、自立した道州と基礎自治体ということで、括弧で書いておりますとおり、道州としては自治立法権、それから自主執行権、それから自主組織権、そして自主財政権と、こういったものを確立するなり尊重するなり確保すべきだということを入れております。

(5)として、住民自治のあり方についても考えを示すべきということで、道州は非常に広大な面積になりますので、政策決定の過程が住民から少し離れていくんじゃないかという心配がございます。また、基礎自治体も今よりも大きくなると、住民の意思を適切に反映できなくなるおそれがあるという危惧を入れております。

16ページを見ていただきたいと思います。

16ページは、憲法改正でございます。要は現行憲法でも、関西広域連合などはしておりますけれども、やはり統治機構の大幅な見直しということになれば、道州を憲法上に明記するなど改正も視野に入れるべきであろうかなと、いきなり改正ということとはともかくとしても、改正も視野に入れて検討する必要があると言っております。

あと地方の意見です。これにつきましては、国民会議につきましては、これ設置されましたら、関西広域連合の参画をぜひお願いをしたいということ。

それからまず、広域連合は実績がありますので、まず国の出先機関を広域連合に移管するべきであろうという、そういったことの法律案を提案すべきであろうということを提案をしております。

これが、今回4月30日に申し入れしました概要でございます。

それから、19ページをご覧いただきたいと思えます。

19ページは、地方分権改革有識者会議に係る要請ということで、ここも現在国のほうで検討を進めていただいておりますけれども、座長の神野先生、そして新藤大臣に対しまして、要は私どもの関西広域連合の実績を十分考えていただきまして、関西広域連合を国からの権限移譲の対象としていただくようにということで要請をいたしております。

21ページは、地方分権改革推進本部の設置についての閣議決定の内容でございます。この3月8日に決定をいたしております。

それから、23ページですけど、これも地方分権改革有識者会議です。これが4月5日に有識者会議が決まりまして、この趣旨、構成のとおりで現在進められております。

それから、24ページは、この有識者会議の名簿でございます。座長の神野先生ほかこういったメンバーの方で現在検討が進められております。

それから、25ページです。国から地方への事務・権限の移譲等についてということで、これは地方分権改革有識者会議のこの資料でございます。

この資料につきましては、時間の関係もありますので説明いたしません、基本的に国の出先から権限移譲につきましての考え、現状、こういったものが書かれております。

27ページ、推進本部の議事要旨でございます。

3月8日、第1回です。下線の書いているところです。今後、国から地方への事務・権限の移譲等について推進していくべきである。各閣僚におかれても、改革にリーダーシップを発揮してもらいたいということになっています。

それから、最後に、新藤大臣のほうからの発言がございまして、下線しておりますとおり、義務づけ、枠づけの見直しや、国から地方への事務・権限の移譲等について着実に取り組みを進めてまいりたいと、冒頭の総理からのご指示、引き続き地方分権改革へのご協力をお願いしたいということ、それから、内閣府特命担当大臣のもとに有識者会議、この有識者会議が先ほど言いました有識者会議の議論でございます。

それから、28ページ、29ページは、そのときの関連の資料ですので、現状等について書かれたものでございます。

それから、31ページですけども、これが神野座長から、検討の試案ということで出されたものでございまして、この中身につきまして、ミッション、ビジョン、アプローチということで書かれていますが、ポイント、4点書かれていまして、住民の想いを大切にする、要は住民の意見を大事にしよう。基礎自治体の考え方、これも基礎自治体というのを市町村の意向に配慮して改革を進めると。それから地域の元気をつくると、道州制についても地域の元気が大事であると。それから広域の連携を促進するというので、多様なネットワーク、防災なんかでもネットワークを促進していくということで、ポイントの4点を書かれておられます。

それから、32ページでございますが、32ページには、そこをもう少し具体的にこのビジョンを、真ん中に書いていますが、さらなる地方に対する規制緩和と権限移譲ということ

で、ビジョン1、2、3、それぞれについての考えを書かれております。

新たな推進体制の構築ということで、これについては、現在進められているということです。

あと、専門部会も設置をしようということで入れられております。

以上が今日の説明でございます。その後、資料の3と4は、私ども、道州制のあり方研究会にお出しをいたしました資料でございます。説明は省略させていただきますが、基本的にこういった資料をベースに、先ほどご説明をした議論があったということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○座長（日村豊彦） それでは、ご意見、ご質問を受けたいと存じます。

○座長（日村豊彦） 中委員。

○中 拓哉委員 その都度ファクスいただいて、それなりに見ているんですけども、今のご説明でもちょっと私混乱するのは、自民党が計画している道州制法案に対してのご説明と、政府が既につくった地方分権改革有識者会議に関係するいろんな方面の申し入れ等々ございますが、議論進めていくにおいて、どういった例えば批評をしたらいいのか、アドバイスいただけたらありがたいんですけど。

○座長（日村豊彦） 中谷国出先PT長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 簡単に申し上げますと、それぞれが並行して今検討が進められているということかと思えます。

ただ、道州制につきましては、まだ与党及び野党のほうでも検討されておりますけれども、政府としてまだ検討組織が設けられているわけではございません。この道州制推進法もしくは推進基本法が通りました暁に、道州制国民会議が設置されて、分権と同じように、恐らく内閣府に事務局が設置をされて、正式に検討が始まるものだというふうに考えております。

分権の有識者会議、あるいは内閣に置かれています地方分権改革推進本部のほうでございますけれども、これは道州制を除いたこれまでの既存の分権改革について、この政府においても進めていかれようというものでございまして、我々に関連する部分でいきますと、国から地方への権限移譲をどうするかということが、検討が始まっているというところでございます。

ただ目下のところ、当面夏までに具体的な結論を得るという範囲で検討をされているようで、具体的に広域連合のような府県を越える広域実施体制を受け皿に権限移譲をどうするかという議論が全くなされていないという状況でございますので、我々としては、それをどうするんだと、関西広域連合ここにありますよという要請をしておるという状況でございます。

以上でございます。

○座長（日村豊彦） 中委員。

○中 拓哉委員 そうしたら、連合委員の皆様がつくったあり方検討委員会というのですか、それはどっちに向いて文句を言うというか、どっちに向いているんな申し入れをするためにやっているのか。

○座長（日村豊彦） 中谷国出先PT長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 道州制のあり方研究会のほうは、いわゆるさきの道州制のほうでございまして、まだ政府のほうは検討組織できておりませんが、与党のほうで一定その法案の骨子案をまとめていらっしゃいますので、それを提出される前に、その基本的な制度設計の考え方も明らかではないんじゃないですかと、ちょっと我々、これではどっちへ向いていくのかわかりませんということで、不安を訴えたということでございます。

道州制のあり方研究会は、道州制国民会議ができるできないにかかわらず、今後、与党あるいは政府が道州制の検討を進めていかれるに当たって、我々は分権改革を求める立場から、ここはどうなんでしょうか、あるいはここはおかしいんじゃないでしょうかという課題あるいは検討の論点を指摘していくための理論武装のお手伝いをさせていただいているという位置づけでございます。

○座長（日村豊彦） 中委員。

○中 拓哉委員 それも大事かと思えますけれど、それはそれとして、恐らく政府が出したとしても、政府のほうは、それこそ道州制国民会議で決めていくんですと言うてはぐらかしていくと思うんですね。ですから、今、現に内閣がつくっている推進本部のほうに、関西広域連合の成功例についても、無視されているのであれば、そこを集中的に攻めてといますかアピールして、政権が代わったとしても、分権を進めるということについては前と変わらんというのであれば、その点に関西広域連合の役割ありということで、どんどん提言なりアプローチをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○座長（日村豊彦） 中谷国出先PT長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 委員、ご指摘のとおりでございまして、このたびも井戸連合長と嘉田国出先機関対策委員長と連名で、この有識者会議を担当されています新藤大臣と、この有識者会議の座長でいらっしゃいます神野先生宛てに要請をしたわけでございますけれども、引き続き、関西広域連合ここにありということで、折つけて要請を行っていきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○座長（日村豊彦） 岸口委員。

○岸口 実委員 広域連合の次期広域計画の論点骨子案のときも同じことを感じたんですけども、やっぱり技術的な進め方といいますか、やっておられるとおりに、淡々と時間があつたら進んでいくんだと思うんですけど、やっぱり一番欠けているのは、国民的な議論といいますか、府県民の意識が余りにも道州制だとか広域連合だとかとは全くかわりがないような感じに見えて仕方がないんですね。広域連合でやっていますよいうてもね、大体まず一番に言われるのが、広域連合って何やねんというところ。県と市の組織は皆わかっているんですけど、それがわからない。次に、道州制って中身何やねんとなってくるんですけども、全く我々は共通した成果を持っているんですが、一般の府県民レベルにいくと、やっぱりその成果なんかはわかってくれないといいますか、全然知らないんですよ。

ですから、ここをもうちょっとくすぐるといいますか、世論喚起をもっとしないと、国も本腰にならんの違うかという思いがしてなるんですね。

ですから、この世論喚起をもっと丁寧に大胆にやっていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがですか。

○座長（日村豊彦） 中谷国出先PT長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 委員、ご指摘のとおりかと思えます。

今、それで具体的に何を次するというアイデアを持っているわけではありませんけれども、引き続き、一般世論に対する訴えかけを初め、あるいは市町村の理解をいただくということも大変重要かと思えますので、市町村との意見交換会を初め全ての機会を捉えて積極的に広報してまいりたいというふうに考えております。

よろしくどうぞお願いいたします。

○座長（日村豊彦） 岸口委員。

○岸口 実委員 私も具体的に案を持っているわけではないので、えらそうに言えるわけではないんですけれども、こちらの構成メンバーの議会は、それぞれそれなりの認識をきっちり持っていると思うんですね。ただ府県を構成している市町村になると、政令市は別ですけれども、全然意識が違うんですね。ですから、まずこの辺ももっとつついていく、それで、我々、各市議会とか町議会とか、そのレベルでも、もっと何か仕組みとか仕掛けをしたらいんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○座長（日村豊彦） 先ほどの総務常任委員会の際に、関西広域連合について、他地域からの評価がいかげなものかというご質問があったかと思うんですが、2月の下旬でしたか、九州の各県議会議長会から関西広域連合へ要請があつて、中塚事務局長及び議会からも理事を代表して九州へ出向いていただいたかと思うんですけれども、そのときの状況をちょっとご説明願えませんか。

○座長（日村豊彦） 中塚事務局長。

○本部事務局長（中塚則男） 広域連合については、まず事実だけ先に申し上げますと、そのときは北海道のほうが実は道州制特区というもので動いておりました。その動きが正直言って遅々として進んでいないという報告がありました。そんな報告じゃないんですが、我々がそう受けとめたということですから。

それとあわせて、関西広域連合の取り組みをご報告させていただいて、中小路委員、それから横倉委員のほうからもご説明をいただいて、そこでディスカッションをさせていただきました。

実はそのときに自民党の道州制推進本部の久世参与がいらっしゃいました。この久世さんが自民党の道州制推進本部で、その基本法案、道州制基本法の執筆を直接やられたというカードされた方なんですけれども、その方と、その会議が終わった後でちょっと話をしました。もしかしたらリップサービスだったのかもしれませんが、関西広域連合の取り組みというものに関して、非常に高い評価を久世さんからいただきました。

それとあわせて、当時のその会合でいらっしゃった九州の各県の議員の先生方からも、九州は道州制を進めていこうという動きをされているわけですから、関西広域連合の一步進んだ動きに対して、非常に高い評価をいただいたというふうに、私は理解しています。

○座長（日村豊彦） 横倉委員なり中小路委員、何かコメントがありましたら。

○座長（日村豊彦） 横倉委員。

○横倉廉幸委員 私も参加させていただいて、九州の各県の代表の方々の前で、関西広域連合の現状というか、設立以来、どういう活動をしているかという、特に議会の関係の

説明をさせていただいたんです。

ただ、今、中塚局長さんのほうからお話がありましたように、目的とするところが大きく違うということもありますが、我々の議会、関西広域連合としての議会活動、取り組みのお話をさせていただきますと、非常に参考になったという評価はいただいております。

ただ、我々もまだ設立してまだ間がないものですから、今のところ、いろんな大所高所からあり方というものを常に議会でも検討しながら、広域議会としてのあり方というものに引き続き取り組んでいっているというようなお話もさせていただいております。

○座長（日村豊彦） 中小路委員。

○中小路健吾委員 今、横倉委員からあったように、やはり議会、道州になるにしても、いずれにしても、そこには多分原則として二元代表的な仕組みになるんだらうということを考えれば、今までの県でやってきたあり方と、それが広域的になったときの議会のあり方という意味では、非常にそのあたりにはやっぱり議員の先生方が多かったので、大変関心は持たれていたのかなというイメージは持ちました。

以上です。

○座長（日村豊彦） ありがとうございます。

道州制基本法案に対する申し入れというのを4月30日に行っておられるわけですが、この中で憲法改正も視野に入れるべきという項目もございます。自民党の言う道州制というのは、今のところ、憲法改正を伴わない、要するに法律で定めていこうというのが自民党の考え方だというふうに理解をしています。維新の会は憲法改正という、いわゆる連邦型の道州制をおっしゃっておられる。同じ道州制としても、憲法改正を伴うか伴わないかというのは、物すごく大きな違いだと思うんですけど、いずれにしても、そのことに結論を得るのには相当年数かかると。

という中で、この申し入れの5の（2）に、先行的取り組みとして広域連合に国出先機関を移管すべきというふうな表現をしておられるんですが、だから憲法改正を待って、何年もそのままじっとしておるのではなくて、先にこれを実践的な取り組み、先行的な取り組みとして、まずここから始めよというふうな申し入れの形というのを、理事者の方々のほうでは、もう既に合意をされた上で、このような文章になっておるのか、ちょっと確認をしておきたいんですけどね。

○座長（日村豊彦） 中谷国出先PT長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） この申し入れ自身、広域連合委員会で全て首長が集まって了解を得た上の文章でございますので、この表記で理解をいただいているということでございます。

ただ、先行的取り組みといいますのは、道州制の導入を前提とする、いずれも道州制に行くということを首長間で了解をされたということではなくて、設立案にございますように、実験的な取り組みとしてやってみて、その上で是非を諮るということも当然あっていいんだらうし、あるいはやっぱり道州制が必要だという議論が起こってきてもいいんだらうし、そこは道州制が当然その先にあるということを理解されたということではございませんので申し上げます。

○座長（日村豊彦） もう一点、国出先機関の移管に関する法律が、昨年秋、提出をされて、そのまま消えてしまったんですけども、あのとき民主党政権で出された法律案、

を新しい政府の新政権のもとで、どのように修正し検討していくのかということあります。まだその検討がなされていないだろうと思うんですけども、国の出先機関の移管を具体的、現実的に進めていこうとすると、あの法律案を全くぼしやってしまうのか、どのように修正していくのか。いずれにしても、国会へ提出するというふうな具体的な動きにつなげていかないと、前に進まないんじゃないかと思うんです。

一時期、再度提出したらどうかというふうな意見もあったやに記憶するんですが、その後の動きについて、何も特段進んでいませんかね。

○座長（日村豊彦） 中谷国出先PT長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） 当初、橋下市長のほうから、この5月の連休明けにも維新の会として、いわゆる議員立法という形で特例法案を再度提出をしたい、その方向で検討しているという話は伺っております。その後、具体的な動きがどうなっておるかというのは、申しわけございませんが、私も把握をしておるところではございません。

一方、政府のほうも、なかなかあの法案に対する理解は進んでおらないというのが現状ではございますけれども、じゃあ、国から地方への権限移譲について、もう府県だけに限定するのか、府県を越える広域自治体に対してはもう一切検討をしないのかということ、そういう否定の声がはっきりと示されているわけではございませんので、可能性としては残っているということと理解をしております。

以上です。

○座長（日村豊彦） 中委員。

○中 拓哉委員 この前、ちょっと議事進行にかけて空振りになったんですけど、今、この申し入れ等におきましても、連合委員さん方それぞれは、もし道州制をするのであれば、憲法上明記する等ということで、もう意思決定したみたいな感じになってしまうように思うんですよ。でも、いざ議会が始まって、恐らく井戸さんに聞いたら、そういうことを前提にしているわけではないというふうな、また答弁も出てくるんです。だから僕は不一致じゃないかと、連合委員さん方統一したらどうよと、こうなるんですけど。それをそこまで統一せんでいいといいながら進めるのであれば、いたし方ないですけども。

あれも言いたい、これも言いたいといって、政府に言うていくのは勝手か知りませんが、それで決めた限りはやっぱり議会に対しては同じレベルで説明してもらわんと、各首長さん、あれ言ってもよい、これも言ってもよいというのは、ちょっと僕は腑に落ちない、こういうことを申し上げたかったんです。

○座長（日村豊彦） 中谷国出先PT長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） この憲法改正のところでございますけれども、首長間でこの道州制をはっきり憲法に位置づけよということで了解をされたというわけではなくて、もちろん松井知事、あるいは橋下市長を初め憲法上の位置づけについて疑義がある、そういう議論もありますので、この際、道州を憲法上にはっきり位置づけはどうかというご意見もあるのも確かです。

そのほかに、今の自民党さんの検討は、道州制を今の憲法の枠内であくまでも検討していくのだというふうに伺っておりますけれども、道州制は、国から基礎自治体に至るまで我が国の統治機構全体を大きく改変する改革でございますので、場合によっては、例えば

道州が非常に大きな権限を持つ広域自治体となった場合に、今のような二元代表制の首長で、1人の人間に権限が集中するのはやっぱりよくないんじゃないかと。むしろ議員内閣制にしたほうがいいのではないかと。あるいは道州、非常に範囲が広がりますので、市町村の意見を反映していくためには、道州議会、やっぱり二院制にしたほうがいいんじゃないかと。その場合に、一院は市町村長、あるいは各市町村の代表ということで、間接選挙でもいいんじゃないかという議論が出てきたときに、やっぱり憲法上の議論が必要になってくる。

逆に、先に、もうこれは憲法の範囲内でやるんだということになると、非常に検討が窮屈になる可能性もありますので、そこはあくまでも国民あるいは住民にとって一番いい制度をつくるということで、あらかじめ憲法改正も排除せず、視野に入れてもいいんじゃないかという意味で書かれておりますので、そこは先生ご指摘のように、憲法に道州を位置づけるということで、首長間で了解されたということではなくて、窮屈な議論をやるなどということで一致をされたということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○座長（日村豊彦） 尾崎委員。

○尾崎要二委員 一つだけ、毎回も言わせていただいているけれども、広域連合として、道州制に向かってやっていくんじゃない、今の動きをやっぱりきちっと理解をするために、またいろんな提言もしなければならぬであろうということをやっているのであって、道州制に向いて我々も一生懸命というようなことではないという、その大前提が崩れるような動き方は困る。

今までの申し入れならば、まだその範囲内であるけれども、それ以上のものを出されるということになると、物を言わざるを得ないし、参加もできないこともあるということは何遍も申し上げているけれど、それだけはきちっと委員会の場でやっぱり言うていただかんと困る。

○座長（日村豊彦） 中谷国出先PT長。

○本部事務局国出先機関担当課長（中谷文彦） ただいま尾崎先生からご指摘がありましたことは重々踏まえて検討してまいりたいと思います。

○座長（日村豊彦） それでは、以上で広域行政システムのあり方検討部会を閉会いたします。

午後3時27分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成25年5月

広域行政システムのあり方検討部会座長

日村 豊彦